

令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

（3）建築基準法（昭 25 法 201）

- （i）用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可（48 条 1 項から 14 項。以下「特例許可」という。）については、地方公共団体が公募する民間事業者からの提案段階であっても、特定行政庁が周辺の住居の環境に及ぼす影響等を踏まえ、特例許可の判断をすることが可能な建築計画を用いて、利害関係者への意見聴取及び建築審査会の同意取得（同条 15 項）を行うことが可能である旨を明確にしつつ、その運用等について、特定行政庁に令和 2 年度中に通知する。